

		MAP、 CAP、密 封、オイ ル着け										
4	低 温 殺 菌 し た 食 品	低 酸 素 包 装 以 外	✓				✓	✓	✓		✓	
5	く ん 製	低 酸 素 包 装 (例え ば、機械 的真空、 蒸気充 填、熱間 充填、 MAP、 CAP、密 封、オイ ル着け	✓	✓					✓		✓	
6	く ん 製	低 酸 素 包 装 以 外	✓						✓		✓	
7	そ の ま ま 食 べ ら れ る 食 品 (RTE)	低 酸 素 包 装 (例え ば、機械 的真空、 蒸気充 填、熱間 充填、 MAP、 CAP、密 封、オイ ル着け	✓	✓					✓		✓	✓
8	そ の ま ま 食	低 酸 素 包 装	✓						✓		✓	✓

	べられ る食品 (RTE)	以外										
9	加熱 調理し て食べ る惣菜 半製品 (バッ ターや パン粉 を付け た生の 魚介類、 食肉類、 コロッ ケ等)	すべ て				✓			✓		✓	
10	包装 前に加 熱調理 されて いるが、 喫食時 に再加 熱する 半製品 (シュ ウマイ、 中華饅 頭、ハン バーグ 等)	低酸 素包装 以外	✓			✓			✓		✓	
11	乾燥 した食 品	すべ て	✓	✓	✓				✓		✓	

1 2	生のまま食べる魚介類	低酸素包装（譬如、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け）	✓	✓						✓	✓
1 3	生のまま食べる魚介類	低酸素包装以外	✓							✓	✓
1 4	部分的に加熱調理した、または加熱調理していない調理済み食品	低酸素包装（譬如、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け）	✓	✓						✓	✓
1 5	部分的に加熱調理した、または加熱調理していない調	低酸素包装以外	✓							✓	✓

	理済み食品										
1 6	十分に加熱調理した調理済み食品	低酸素包装（例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け	✓	✓			✓		✓	✓	✓
1 7	十分に加熱調理した調理済み食品	低酸素包装以外	✓			✓		✓	✓	✓	✓
1 8	発酵食品、酸性化食品、酢漬け、塩蔵、低酸性缶詰食品 (LACF)	すべて	✓	✓				✓	✓	✓	✓
1 9	油脂	すべて						✓			

⇒最終製品の形態、包装の種類、流通・保管方法として黄色ブドウ球菌が該当する。

手順 7 (原則 2) 重要管理点 (CCP) の決定

FDA の「魚介類と魚介類製品における危害とそのコントロールの指針」STEP 1 0 この潜在的ハザードが重要であるかを決定する

① 判断基準 1 … 原料受入時点で危険な濃度の環境由来化学汚染物質又は農薬が混入している可能性が有るか。

- 危険性が高いとされる漁獲水域のものか。
- 過去にその供給者の供給品に当該ハザードの実績があるか。

※ ハザードの性質を考えると、環境由来化学汚染物質等の混入を完全にコントロールするのは最初の加工業者であるべき。

② 判断基準 2 … 前の工程で混入した危険な濃度の環境由来化学汚染物質等を除去又は、容認できる濃度まで低減させることができるか。

- ◎ 環境由来化学汚染物質等を工程内で除去・低減させることはほぼ不可能。
- ◎ ハザード除去のための手段としては防止措置がある。

※ 判断基準 1 がイエス又は、判断基準 2 がノーの場合には重要なハザードとする。一般的には環境由来化学汚染物質等は重要なハザードとなる。

手順 7 (原則 2) 重要管理点 (CCP) の決定

FDA の「魚介類と魚介類製品における危害とそのコントロールの指針」STEP 1 1 重要管理点 (CCP) を特定する

◇ハザード分析ワークシート第 3 欄において、重要なハザードとされたものを対象に CCP として管理すべきか否かを決定する。

※決定のための根拠は必要な場合デシジョンツリーを参考にする。

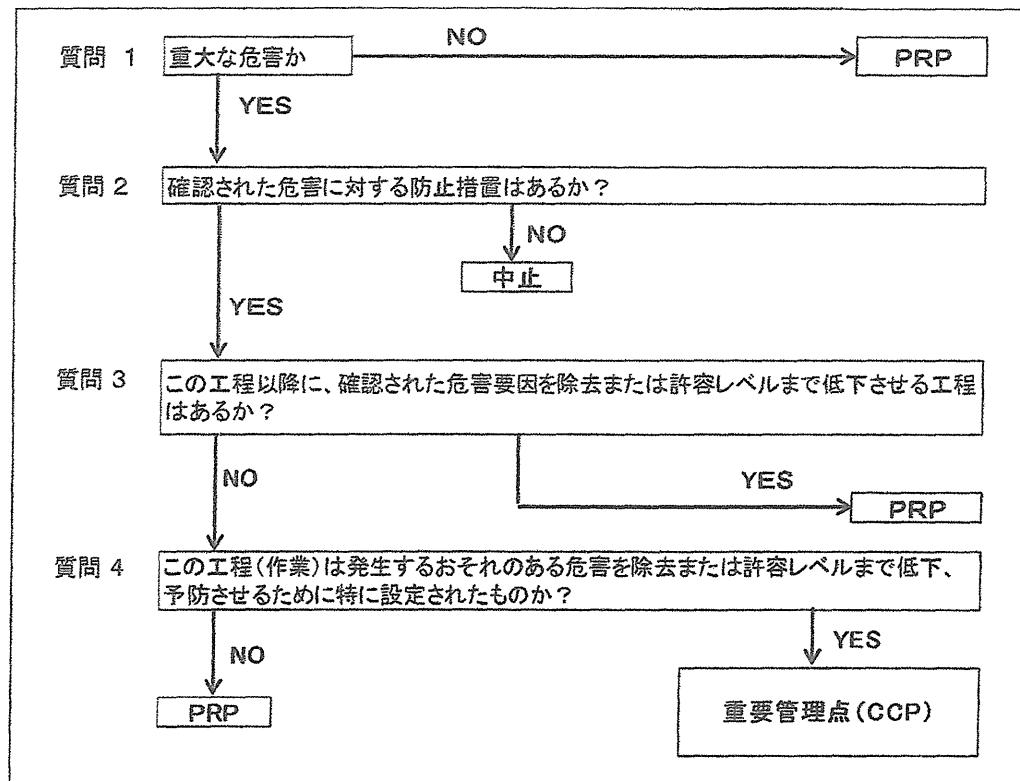
※ 決定のための根拠の別の例

- ・ 養殖原料の場合、養殖業者の監査や COA により担保する。
- ・ 非養殖原料の場合、受入工程以後ではハザード除去手段がないので、受入工程が CCP となり得る。

※ 本事例では豆類である。

手順 7 (原則 2) 重要管理点 (CCP) の決定

必要な場合は STEP 1 1 重要管理点 (CCP) を特定する際にデシジョンツリーを参照する



手順 8 (原則3)各 CCP の許容限界の設定

FDA の「魚介類と魚介類製品における危害とそのコントロールの指針」STEP 9 潜在的ハザードを理解する表 9-1 に化学物質毎の最大許容量等が記載されている。

TABLE 9-1 環境由来の化学汚染物質および農薬の最大許容量、アクションレベル、および指導基準			
許容レベル			
有害物質	濃度	食品	参考文献
PCBs	2 ppm	全魚介類	21 CFR 109.30
カルバリル	0.25 ppm	カキ	40 CFR 180.169
ジクワット	2 ppm	魚	40 CFR 180.226
ジクワット	20 ppm	甲殻類	40 CFR 180.226
ジウロンおよびその代謝産物	2 ppm	淡水魚、飼育魚	40 CFR 180.106
エンドタールと モノメチルエスティル	0.1 ppm	全魚介類	40 CFR 180.293
フルリドン	0.5 ppm	魚とザリガニ	40 CFR 180.420
グリサポート	0.25 ppm	魚	40 CFR 180.364

グリサホート	3 ppm	甲殻類	40 CFR 180.364
2,4-D	0.1 ppm	魚	40 CFR 180.142
2,4-D	1 ppm	甲殻類	40 CFR 180.142
アクションレベル			
有害物質	濃度	食品	参考文献
アルドリン/ディルドリン	0.3 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
ベンゼンヘクサクロリド	0.3 ppm	カエル	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
クロルデン	0.3 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
クロルデコン 2	0.3 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
クロルデコン 2	0.4 ppm	カニ肉	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
DDT, DDE, and DDD ₃	5 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
メチル水銀 4	1 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 540.600
ヘフタクロール/エボキシヘプタクロール 5	0.3 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100
ミレックス	0.1 ppm	全魚介類	"Compliance Policy Guide," Sec. 575.100

手順 9 (原則4)各 CCP のモニタリングシステムの確立

① 監視対象・・・危害要因のレベルが分かる要素

厳密には監視又は測定の対象

② 方法.....監視対象に適した監視機器、測定器

- 監視は有り・無しなど、数値でないもの

例：金属検出器、X線検査器、官能検査

- 測定は測れるもの

例：温度計、湿度計、Br ix 計

ポイント

- ・ 適切な精度
 管理基準の逸脱を確実に検知できる精度
- ・ 適切な頻度
 逸脱をタイムリーに検知できること

※ 全数検査、連続モニタリングがCCPには望ましい

手順 10(原則5)：修正措置手順の確立

管理基準逸脱の場合の処置

- ・ 管理基準逸脱時の措置とは
 - ① 逸脱した製品の取扱い
 - 隔離・・・安全でない可能性が有る製品として、他の製品と隔離する。
 - 確認・・・安全か安全でないかを確認する
 安全⇒トレーサビリティを確保し通常品として取り扱う
 安全でない⇒修正ができれば通常品
 ⇒修正ができなければ廃棄又は他の処置をとる
 - ② 逸脱した状況を正常に戻す
 - 管理基準の逸脱により、ラインが止まる等定常状態でなくなった生産を正常に戻す。
 例：金属検出器が反応してライン停止⇒金属検出器の動作が正常であることを
 確認してから、生産を再開
 例：ボイル釜の温度が下がった⇒温度が正常になったことを確認してボイルを
 再開
 - ③ 逸脱した原因の究明、再発防止
 - なぜ管理基準の逸脱が生じたかを明確にし、原因を取り除く
 例：金属検出器が反応してライン停止⇒製品に金属が入っていたら、金属混入
 の原因を追究する
 ⇒製品に金属が入っていなかつたら、金属検出器の誤作動の原因を追究する

手順 11(原則6) 検証手順の確立

HACCPシステムが効果的に機能しているか

- ①ハザード分析までに使った各情報が妥当であったという検証
- ②設定した管理基準を越えなければ安全な製品であるという検証
- ③設定した頻度のモニタリングなら安全でない製品を見逃さないという検証

手順12（原則7）文書・記録の保管体制の確立

記録の維持管理方法を明確化する

①正しい記録

- ボールペン又はプリンタ出力のみ（電子媒体も可）
- 修正はできない⇒訂正は可
- 修正ペン、修正テープは使用禁止
- ④「消えるボールペン」も使用禁止

②客観的な証拠としての記録が不可欠

- 第三者に読める字で⇒記号化すると楽
- 記録の破損、散逸を防ぎ、検索性を持たせる
- 擦印の意味を明確化する
- 該当する記録を明確化する
- 記録の責任者を明確化する
- 記録の保管場所を決めておく

※以上は記録の取扱い手順書として文書化することが望ましい

【Codex HACCP 食品衛生の一般原則】

ガイドライン
管理運営要領(衛生上の管理運営要領)
一般事項(手順書の作成、受注管理等)
食品衛生責任者の設置
情報の提供
施設の衛生管理
食品取扱い設備等の衛生管理
そ族昆虫対策
廃棄物及び排水の取扱い
食品等の取扱い
使用水の管理
回収・廃棄
検食の実施(弁当・仕出し)

食品取扱者等に対する教育訓練

記録の作成及び保存

食品取扱者等の衛生管理

添付 1

Codex HACCP Ver.4 チェックリスト

項目番号	確認事項	コメント (事実及び状況)	評価
手順 1 専門家チーム の編成	① 危害分析に必要な力量を明確にし、HACCPチームを編成しているか		
手順 2 製品の記述	<p>製品情報に下記内容を記述しているか</p> <p>① 製品名、記号、品番など：個々の製品の識別</p> <p>② 組成：成分（原料・副材料・添加物など）</p> <p>③ 生物的：微生物の要素、収穫時期による生物危害要因等</p> <p>（ア）化学的：アレルゲン成分、農薬・抗生物質の使用等</p> <p>（イ）物理的特性：性情（個体・液体）、水分活性、pH</p> <p>④ 賞味期限、消費期限、保管条件</p> <p>⑤ 包装：荷姿、量目、容器</p> <p>⑥ 食品安全に係る表示、取扱い、使用法に関する説明</p> <p>：喫食方法（加熱調理・生食）、注意喚起など</p> <p>⑦ 配送方法：配送上の注意（温度条件等）</p> <p>⑧ 製品名、記号、品番など：個々の製品の識別</p> <p>⑨ 組成：成分（原料・副材料・添加物など）</p> <p>⑩ 賞味期限、消費期限、保管条件</p> <p>⑪ 包装：荷姿、量目、容器</p> <p>⑫ 食品安全に係る表示、取扱い、使用法に関する説明</p> <p>：喫食方法（加熱調理・生食）、注意喚起など</p>		

	⑯ 配送方法：配送上の注意（温度条件等）		
手順3 意図される使 用方法の確認	① 喫食する対象者は明確か ② 注意喚起が必要な場合記述があ るか		
手順4 製造工程一覧 図及び施設の 図面作成	① 製造工程図は作成されているか ② 施設図面があるか（製造区域の衛生レベ ルが決定されているか）		
手順5 現場確認	手順4の工程図に基づき現場確認をおこな っているか		
手順6 危害分析	① 原材料の危害を把握しているか ③ 製造工程に関する危害を把握してい るか ③ 全ての対象となる危害を一覧表にしてい るか		
手順7 重要管理点の 特定	① 危害分析に基づき評価をおこなって重要 管理点を特定しているか ③ 評価の基準が明確か		
手順8 許容限界（C L）の設定	許容限界の設定根拠は明確にされているか		
手順9 モニタリング 方法の設定	① 管理基準の逸脱を確實に検知できる精 度か ② 適切な頻度を設定しているか ③ 全数検査、連続モニタリングができる か ④ モニタリング責任者は明確か ⑤ 訓練を受けた担当者がモニタリングし ているか		
手順10 改善措置の設 定	① 逸脱した製品の取扱い方法は明確か ③ 逸脱した状況を正常に戻す方法 は明確か ③ 逸脱した原因の究明、再発防止は明確 か		

手順 1 1 検証手順の確立	H A C C P システムが効果的に機能しているかを検証する手順を明確にしているか		
手順 1 2 文書・記録の保管体制の確立	①要求されている文書が整っているか ②最新版管理がされているか ③文書を管理する手順が明確にされているか		

クイル 工程番号	工程 胡ごし豆腐製造 フローチャート	調査現場文書		文書要求事項		
		製造現場文書	監督者文書	Codex HACCP	B&Cガイド	
1 原料名						
2 荷受 保管	<pre> graph TD A[大豆] --> B[1.受入] C[水] --> D[2.受入] D --> E[3.受入] F[添加物(消泡剤)] --> G[4.受入] G --> H[5.選別] H --> I[10.保管] H --> J[6.保管] H --> K[7.保管] H --> L[8.保管] H --> M[9.保管] I --> N[11.洗浄(水洗い)] N --> O[12.混漬] O --> P[13.摩擦] P --> Q[14.加熱] Q --> R[15.ろ過・分離(豆乳, おか)] </pre>	原料規格書 受入記録 外觀、賞味期限またはロット	原料規格書 購買先管理手順 受入検査基準	pp 5.2 受入材料要件	原則1 各工程で全ての予想されるハザードを一覧表にし、ハザード分析をして・・・	
3						
4						

工程番号	豆腐 絞ごし豆腐製造 フローチャート	調査現場文書		文書要求事項		
		製造現場文書	監督者文書	Codex PRP	Codex HACCP	H&Cガイド
	<pre> graph TD A[16.凝固] --> B[17.切断] B --> C[18.廻し冷却 (冷却水槽)] C --> D[19.包装] D --> E[20.冷却(冷蔵庫)] E --> F[21.検品] F --> G[22.保管 (冷蔵庫)] G --> H[23.出荷] C --> Cloop(()) Cloop --> C </pre> <p>The flowchart details the production process for tofu:</p> <ol style="list-style-type: none"> 16.凝固 (Coagulation) 17.切断 (Cutting) 18.廻し冷却 (冷却水槽) (Shaking Cooling in Chilled Water Tank) 19.包装 (Packaging) 20.冷却(冷蔵庫) (Cooling in Refrigerator) 21.検品 (Inspection) 22.保管 (冷蔵庫) (Storage in Refrigerator) 23.出荷 (Shipment) <p>A feedback loop from step 18 (18.廻し冷却 (冷却水槽)) leads back to step 18, indicating a continuous shaking cooling process.</p>	製造手順書 レシピ 製造手順書	製造手順書 レシピ 製造手順書	PP4.3機器	HACCPプラン CCP2	

潜在的ハザード			原料食品群														
大分類 生物的:1.細菌、2.寄生虫、3.ウイルス 化学的:4.自然由來、5.意図的、6.偶発的、7.施設内 8.食物アレルゲン 物理的:9.硬質異物	中分類	小分類	生鮮食品群(冷蔵、冷凍状態を含む)										加工製品群				
			魚介類		肉類		卵類		乳		乳製品	油脂類	調味料類	香辛料類	その他加工食品		
			穀類	いも及びでん粉類	砂糖及び甘味類	豆類	種実類	野菜類	果実類	藻類	魚類	貝類	えび・かに類	いか・たこ類	畜肉類	鳥肉類	
1	芽胞菌・通性嫌 気性菌	セレウス菌	✓	✓	✓	✓		✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
1	芽胞菌・偏性嫌 気性菌	ウエルシュ菌									✓	✓	✓	✓	✓	✓	
1	芽胞菌・偏性嫌 気性菌	クロストリジウム属菌					✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
1	無芽胞菌・微好 気性菌	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ													✓	✓	✓
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	サルモネラ属菌								✓						✓	
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	赤痢菌															
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	病原大腸菌							✓						✓	✓	✓✓
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	黄色ブドウ球菌													✓	✓	✓✓
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	コレラ菌															
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	ビブリオ・バルニフィカス															
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	腸炎ビブリオ												✓	✓	✓✓	
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	エルシニア・エンテロコリチカ														✓	
1	無芽胞菌・通性 嫌気性菌	リストリア・モノサイトゲネス															✓✓
2	寄生虫・原虫類	クリプトスボリジウム															
2	寄生虫・原虫類	サイクロスボラ															
2	寄生虫・原虫類	トキソプラズマ															

工程に関連する潜在的ハザード

	最終製品	包装の種類	潜在的ハザード					ガラス片の混入	金属片の混入
			アレルゲン	加熱調理または低温殺菌後の病原性細菌の汚染	加熱調理または低温殺菌後も生残する病原性細菌	使用基準のある食品添加物			
1	加熱調理した食品	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓		✓	✓	✓	✓
2	加熱調理した食品	低酸素包装以外	✓			✓	✓	✓	✓
3	低温殺菌した食品	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓		✓	✓	✓	✓
4	低温殺菌した食品	低酸素包装以外	✓			✓	✓	✓	✓
5	くん製	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓			✓	✓	✓
6	くん製	低酸素包装以外	✓				✓	✓	✓
7	そのまま食べられる食品(RTE)	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓			✓	✓	✓
8	そのまま食べられる食品(RTE)	低酸素包装以外	✓				✓	✓	✓
9	加熱調理して食べる惣菜半製品 (バッターやパン粉を付けた生の魚介類、食肉類、コロッケ等)	すべて			✓		✓	✓	

10	包装前に加熱調理されているが、喫食時に再加熱する半製品(シュウマイ、中華饅頭、ハンバーグ等)	低酸素包装以外	✓			✓			✓		✓
11	乾燥した食品	すべて	✓	✓	✓				✓		✓
12	生のまま食べる魚介類	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓					✓		✓
13	生のまま食べる魚介類	低酸素包装以外	✓						✓		✓
14	部分的に加熱調理した、または加熱調理していない調理済み食品	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓					✓		✓
15	部分的に加熱調理した、または加熱調理していない調理済み食品	低酸素包装以外	✓						✓		✓
16	十分に加熱調理した調理済み食品	低酸素包装(例えば、機械的真空、蒸気充填、熱間充填、MAP、CAP、密封、オイル着け)	✓	✓		✓			✓		✓
17	十分に加熱調理した調理済み食品	低酸素包装以外	✓			✓			✓		✓
18	発酵食品、酸性化食品、酢漬け、塩蔵、低酸性缶詰食品(LACF)	すべて	✓	✓					✓		✓
19	油脂	すべて							✓		

1) 工程	2) 危害要因	3) 特に有害な 危険物質の 有無 (YES/NO)	4) 3)の判断 理由	5) 3)に対する 防止措置	6) CCPか? (YES/NO)
1. 大豆の受入	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・セレウス菌・クリストリジウム属菌の残存	商品規格書、成績証明書の入手	原材料に関する危害 NO NO
	化学的	YES	農薬・添加物の不正使用、アフラトキシンの残存		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
2. 水の受入	生物的	YES	一般生菌・大腸菌	水質検査成績証明書の入手 衛生管理規定：水質検査証明書(法令点検)	NO NO NO
	化学的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
	物理的	YES			
3.4. 添加物（消泡剤・凝固剤）の受入	生物的	NO		商品規格書、成績証明書の入手	NO NO NO
	化学的	YES	添加物の不正使用		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
5. 包材の受入	生物的	NO		商品規格書、成績証明書の入手	NO NO NO
	化学的	YES	農薬・添加物の不正使用、アフラトキシンの残存		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
6. 大豆の選別	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の残存	衛生管理規定：要員の衛生 衛生管理規定：設備清掃規定 選別手順書	NO NO NO
	化学的	YES	殺菌剤、洗浄剤		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
7. 上水の保管	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の残存	衛生管理規定：水質検査証明書(法令点検)	NO NO NO
	化学的	YES	水道水不良による微生物汚染・洗剤/香料		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
8.9. 添加物（消泡剤・凝固剤）の保管	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の二次汚染	衛生管理規定：要員の衛生 衛生管理規定：倉庫内清掃マニュアル	NO NO NO
	化学的	NO			
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
10. 包材の保管	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の二次汚染	衛生管理規定：要員の衛生、倉庫内清掃手順 衛生管理規定：倉庫保管管理規定	NO NO NO
	化学的	YES	化学薬品の不正使用		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
11. 大豆の保管	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の二次汚染	衛生管理規定：要員の衛生、倉庫内清掃手順 衛生管理規定：倉庫保管管理規定	NO NO NO
	化学的	NO	化学薬品の不正使用		
	物理的	YES	金属片、ガラス片、硬質異物		
12. 洗浄（水洗い）	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の二次汚染	衛生管理規定：要員の衛生、倉庫内清掃手順 衛生管理規定：倉庫保管管理規定	NO NO NO
	化学的	YES	化学薬品の不正使用		
	物理的	NO			
13. 浸漬	生物的	YES	一般生菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌の二次汚染	衛生管理規定：要員の衛生、倉庫内清掃手順 衛生管理規定：倉庫保管管理規定	NO NO NO
	化学的	YES	化学薬品の不正使用		
	物理的	NO			